

第三回科学者京都会議声明

今から四年前、私たちに才一回科学者京都会議を開き、核戦争による人類破滅の危険が増大しつつある折から、戦争かもはや国際間の諸問題を解決する手段と取りえないこと、日本国憲法九条が制定当時にもまして、大きな新しい意義をもつにいたったことを確認いたしました。又その観点から核兵器による戦争抑止の政策は戦争発絶の方向に逆行するものであり、私たちはこれに反対せざるを得ないことを表明いたしました。

その翌年開かれた才二回科学者京都会議では、アメリカ合衆国と中華人民共和國との間の敵対状態の存在が、アジアにおける緊張の根源であり、世界平和の創造にとって著しい障害となっていること、日本が核非武装の原則を貫くことは世界平和に対する大きな貢献となることを主張いたしました。

しかるにその後、国際情勢はますますわたくしたちの憂慮した方向に進みつつあり、特に最近にいたっては、ハイフォン地元の爆撃が強行されるにいたりまじか。

私たちが五月三日から七月二日まで三日間にわたって核戦争と平和の問題について討議を行い、一回以来の科学者京都会議の基本精神であるアインシュタインの原則を三たび確認するとともに、次の一致した見解に到達いたしました。

ポラリス型原子力潜水艦など、移動可能な核ミサイル基地をはじめとする核兵器体系の巨大化、多様化は最近、いちじるしく進展しております。いうまでもなく核爆弾を搭載あるいはそれを運搬する手段であることと明確に否定できないようなものは、核兵器を主体とする戦力の体系のなかで重要な要素を構成しているのであります。

一九六三年八月、部分核実験停止条約は成立しまし
たが、その後も、米ソ両国によって地下核実験は継続
され、迎撃ミサイルを含む各種の核兵器の技術的開発
はますます精力的に進められています。とくに近年、
大量殺戮兵器としてのいわゆる戦略核兵器に加えて、
局地戦にも容易に使用しうることを目指した、いわ中
る戦術核兵器が開発され、すでに実戦部隊に配備され
るにいたっております。また戦術核兵器と通常兵器と
類似のものであるかのような印象を与える言論の一部
におきかれています。しかしながら、核兵器は種類
のいかんを問わず、通常兵器との間に物理的にみても
その効果の残虐性からみても厳然たる相違があり、戦
術核兵器と戦略核兵器との間には破壊力の質的相違が
ほとんど認められず、量的にも技術的にも連続してい
るのであります。

再掲

核抑止政策、すなわち核報復能力にたよって全面戦

争の勃発を抑止しようとする政策は、今日ではますます危険な様相を示してきています。高度に体系化された核戦力のなかで、戦術核兵器はそれがひとたび使用されるや、戦争の政治的性格のいかにかわらざる、その戦争を戦略核兵器の使用にみちびく破局的戦争に拡大する役割をもたざるを得ないのであります。戦術核兵器の発達にともない、通常兵器による戦闘といえどもそれが核戦力を背景として行われる戦争である場合には、容易に核兵器の使用にまで拡大される危険を帯びることを指摘せねばなりません。また、フランス・中国などの例にみられるような核兵器保有国の増加は核抑止政策の前提とされる対抗勢力相互のいわゆる「力の均衡」による安定が、軍事的にも政治的にも、ますます成立し難い状況を生みだしているのであります。

こうして、戦略核兵器の保有にによる全面戦争抑止

戦略が、戦略としての有効性を失いつつあるなかで、
ひとり破壊と殺戮の技術的手段のみが際限なく進歩さ
せられつつあり、このまゝで行けば、大気圏外空間お
よび海洋を含む全地球表面に各国の核兵器体系が入り
乱れて作動する恐るべき状態のもとで私たらは暮らせ
ばならぬことになるであらう。

核抑止政策の有効性が失われ、破綻しつつあり、し
かも核兵器開発競争に諸国民がまき込まれつつあると
いう状況そのものは、うねりもなく核戦争の危険を
増大させる要因であります。にもかゝらず、人類が
今日まで破局的な核戦争を避け得てきたのは核兵器体
系自身のもつ機能によってではなく、むしろ核戦争を
拒否する人類の平和への意志によるものであると言わ
ねばなりません。ラッセル・アインシュタイン宣言に
見られるように、戦争絶絶という人類の痛切な願いは
、まさに、核兵器という怪物に直面してできたもので

あることを、こゝでもう一度、よく考えて見ようでは
ありませんか。

国家の安全を「力の均衡」によって保証しようとする
考えは、必然的に無制限の軍備競争をひまおこし、
従って、平和をうち立てることを不可能にします。永
続する平和を創り出し、新しい世界秩序をうち立てる
ためには諸国家の利益や価値体系の共通点をみいだし
その増大を目指すという相互信頼の立場にたつことが
不可欠であります。しかもこのことは単なる理想論で
はなく現実的所根拠をもっていることを私たちは主張
したいと思えます。

この意味において「平和を愛する諸国民の公正と信
義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決
意したと述べている日本国憲法前文は高潔の合理性
と政治的叡智を内包しているといえましよう。

私たちが日本人は、いかなる形においても、核兵器に

依存して自らの安全を保障しようなどと考えず、核兵器を否定することを通じて安全を保障し永続する平和に到達する途をえらばなければなりません。

わたくしたちは、属する国の政治的体制のいかんを問わず、科学者としての責任にもとずき、科学者の国際的連帯を強め、その共同の努力によってこの考え方を全人類の常識とするよう努めたと思います。そして広くあらゆる方面の人々とともにこれと逆行する動きを警戒し、平時の創造という人類の偉大なる事業に積極的に寄与したいと思ひます。

一九五五年七月二日